○**国土交通省告示第千八十六号**

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十三日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日　　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道宮崎線	都城市山之口町山之口字小椎ヶ野二六一二番二から同市山之口町山之口字八窪二五六五番二まで	平成二十八年九月二十四日十五時

○**防衛省告示第百九十六号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が平成二十八年九月二十一日次のとおり決定された。

平成二十八年九月二十三日　　防衛大臣　稲田　朋美

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	工作物：滑走路等 岩国商工会議所がチャーター機の離発着場として使用するため共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約一五〇、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 高校等として追加提供する。

○**防衛省告示第百九十七号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年九月二十三日　　防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十八年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○**防衛省告示第百九十八号**

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百二条第四項の規定に基づき、昭和四十六年防衛庁告示第百二十七号（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百二条第四項に基づき、自衛隊の使用する航空機の標識の制式を定めた件）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十八年九月二十三日　　防衛大臣　稲田　朋美

本文中「附したもの」の下に「又は機体と同色の日の丸の周囲に日の丸の直径の十五分の一の幅の機体と類似色の輪郭を附したもの」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

国会事項

参議院

政府特別補佐人承認

九月二十日伊達議長は、麻生内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百九十二回国会政府特別補佐人として承認した。

人事院総裁　一宮なほみ
内閣法制局長官　横畠　裕介
公正取引委員会委員長　杉本　和行
原子力規制委員会委員長　田中　俊一
公害等調整委員会委員長　富越　和厚

国立国会図書館

辞令

（調査及び立法考査局国土交通調査室主任）国立国会図書館専門調査員　山崎　治

調査及び立法考査局農林環境調査室主任兼務を命ずる（九月二十日）

人事異動

内閣

特命全権大使　末井　誠史
同　淵上　隆

願に依り本官を免ずる（各通）（九月十三日）

○防衛大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉

防衛大臣稲田朋美海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（九月十五日）

○防衛大臣臨時代理解職　国務大臣　菅　義偉

防衛大臣稲田朋美帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（九月十七日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三は九月十八日アメリカ合衆国及びキューバ国へ出張のため出発した。

○外務大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○厚生労働大臣臨時代理　同　松本　純

厚生労働大臣塩崎恭久海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上九月十八日）

法務省

（横浜区検察庁副検事）副検事　齋藤　哲治

藤沢区検察庁副検事に配置換する（九月十七日）

財務省

（大臣官房企画官）財務事務官　郷　佳也

独立行政法人造幣局に出向させる

（独立行政法人造幣局東京支局長）　山本　三夫

財務事務官に任命する

主計局局付を命ずる

願により本官を免ずる（以上九月十六日）

皇室事項

信任状捧呈式

九月二十日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在フィンランド国特命全権大使ユッカ・シウコサーリの信任状捧呈式を行われた。

九月二十日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在スイス国特命全権大使ジャン＝フランソワ・パロの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、九月二十一日アルメニア国の独立記念日につき、同月二十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月二十一日マルタ国の独立記念日につき、同月二十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。